

議案第80号

石岡市民会館条例を廃止する条例を制定することについて

石岡市民会館条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月1日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市民会館を廃止するため。

## 石岡市民会館条例を廃止する条例

石岡市民会館条例（平成17年石岡市条例第19号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。  
（石岡市部等設置条例の一部改正）
- 2 石岡市部等設置条例（平成17年石岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第3条第4号中エを削り、オをエとする。  
（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）
- 3 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
別表中「石岡市民会館条例（平成17年石岡市条例第19号）」を削る。  
（石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 4 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。  
別表市民会館運営委員会委員の項を削る。  
（石岡市基金条例の一部改正）
- 5 石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。  
別表運用基金石岡市民会館事業基金の項を削る。